

京都市訓令甲第5号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成17年5月11日

京都市長 榊 本 頼 兼

第2条第2号イ中「の課」を削る。

第5条第2項中「課長」の右に「(会計室にあっては、次長)」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)